

大町市立大町南小学校いじめ防止基本方針

平成28年9月15日策定

1 いじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

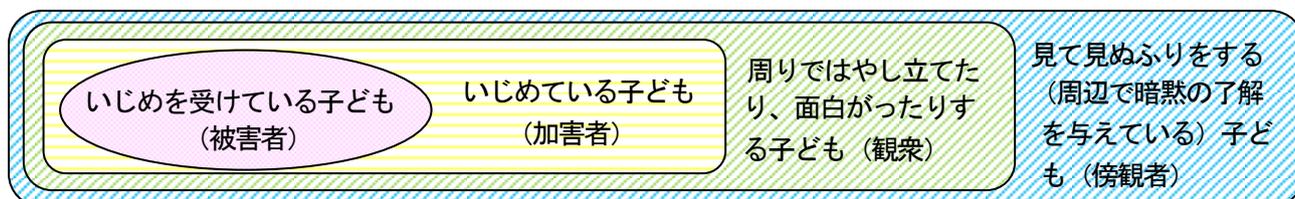
文部科学省は、昭和60年以来、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、に平成25年施行されたいじめ防止対策推進法により、いじめとは、「一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義づけられた。

上記のことを踏まえ、いじめられる側の精神的苦痛を認知したとき、該当児童の立場に立って、いじめがあると考えていきたい。

(2) いじめはどこでおこるか

◇いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。

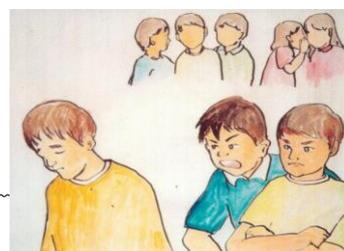
(3) いじめの構造の考え方



○いじめは4層構造になっている。

(子どもたちには、右絵のように、いじめられている人、いじている人、いじめを見ている人の3つに分けて説明するほうが分かりやすい場合がある。)

そこで、傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことを大切にする。



(4) いじめの主な要因

○学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。

○相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

(5) いじめ解決の4原則

- ① するを許さず ② されるを責めず ③ 第三者なし ④ 人権教育をする

2 いじめ問題への意識の改革

◇全職員が一致協力すること、一人で抱え込まない。全件組織的な対応へ。

- ★自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する。
- ★自分の学級だけはいじめを起ささない。
- ★自分の学級の問題でなくてよかった。

意識改革

- ★ いじめが起きたら即報告・連絡・相談・確認をする。一人で抱え込まない。
- ★ 全ての教職員が全ての子どものいじめ問題にかかわる。
- ★ 他学級であっても、一人の子どもを複数の教師で見ても面的に情報収集。些細な変化に気づき、教職員相互で情報交換。一致協力して取り組む。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員の基本姿勢

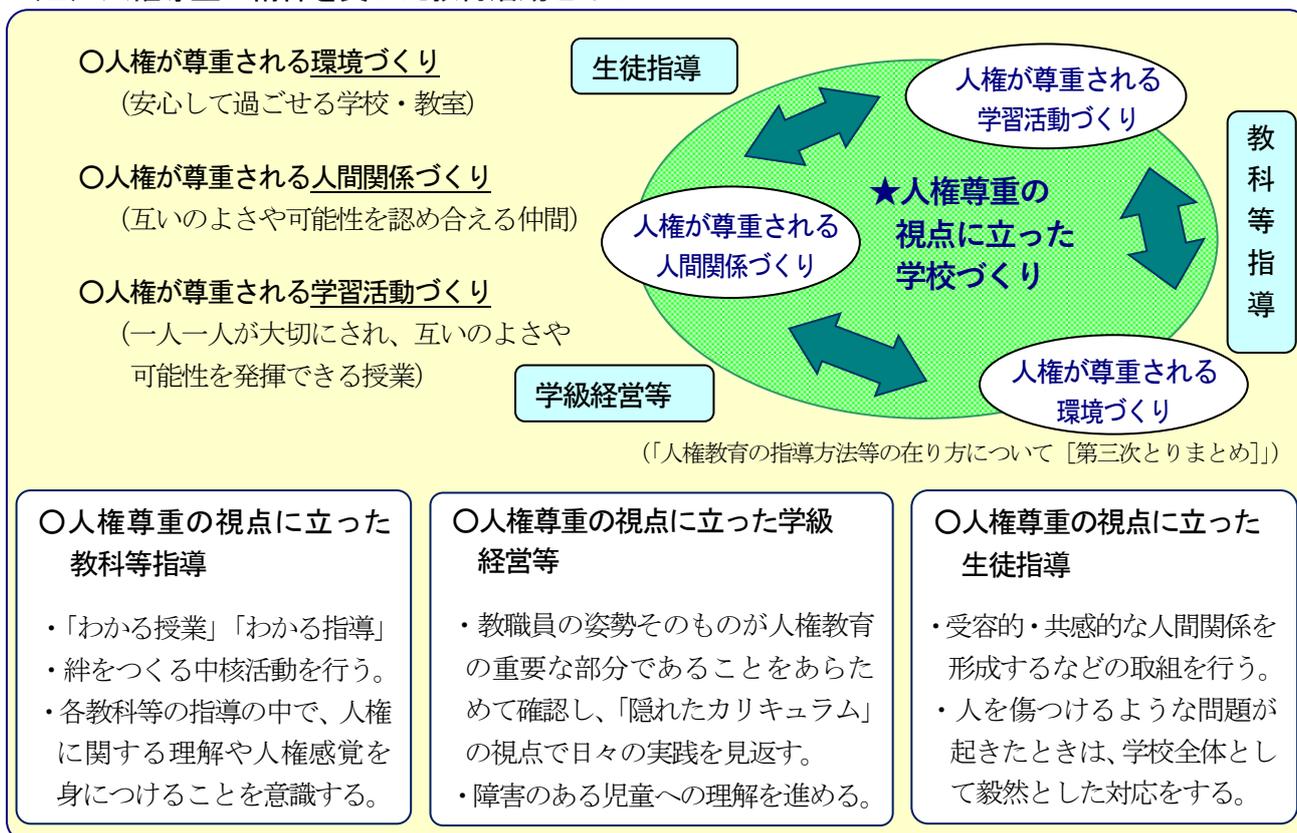
◇いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。

(「生徒指導提要」)

◇教職員集団が、本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童生徒、保護者、地域に積極的に発信していく。

(長野県教育委員会「人権教育指導資料集」)

(2) 人権尊重の精神を貫いた教育活動とは？



○「隠れたカリキュラム」とは、「教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄」を指す。(「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」)

教職員が意図せずに教えている事柄の中で、教職員の言葉使い、日々のさりげない態度等が、児童生徒を安心させたり、その反対に、いじめ等を許す雰囲気や環境を作ったりすることになっていないかを見返すことが大切である。

(教職員の人権意識チェック55を活用する。)

○発達障害のある児童が周囲の児童からいじめを受けることがある。障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営が必要である。(「生徒指導提要」)

(3) いじめのない集団とは

<u>わたし (I am) OK.</u>	自分を大切に思い、自信を持っている。 自尊感情が育っている。
<u>あなた (You are) OK.</u>	相手の人格を尊重することができる。 非攻撃的の自己主張 (アサーティブネス) ができる。
<u>みんな (We are) OK.</u>	集団への帰属意識があり、共感的で温かい人間関係である。 お互いの思いや気持ちを伝え合うこと (コミュニケーション能力) が育っている。



この3つが育っている集団である。(長野県教育委員会「集まってひとつの花 生徒指導・人権教育取組事例集」)

(3) いじめを未然に防ぐ具体的な取組

- 人権尊重の精神を貫いた日常的な教育活動を行う。
 - ・教科等指導 ・学級経営 ・生徒指導
- 対人関係ゲームや構成的グループエンカウンター、人権教育ワークショップ等を実施し、人間関係づくり・集団づくりを進める。
- 他学年、保育園児、中学生、障害者、高齢者、地域の方々等の様々な人たちとの出会いや交流を行うことで、自尊感情を高め、違いを豊かさとして受け止められる経験を積み重ねる。
- 様々な人権課題（女性・子ども・障害者・外国人・アイヌの人々等）について学び、豊かな人権感覚を養う。
- 校長講話の実施。（いじめ防止、人権に関わる内容を取り入れる。）
- 児童会が主体となった取組。
 - ・児童会活動（なかよし旬間・児童会祭り）によるいじめ防止と学年を越えたつながりを支援する。
- 講演会・ワークショップの実施。
 - ・いじめ被害を受けた当事者の方の講演会（長野県教育委員会人権教育講師派遣事業の活用）
 - ・CAPプログラムの実施
 - ・インターネット・ケイタイによる人権侵害防止のための学習会（教学指導課心の支援室指導主事の講師招聘、長野県青少年育成県民会議ひまわりっ子セイフティーンズ推進事業等の活用）

4 いじめの早期発見

(1) いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見
 - ・日記や生活ノート、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
 - ・表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。
- 複数の教職員の目による発見
 - ・複数の教職員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
 - ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- アンケート調査
 - ・「みなさんの学校生活しらべ」（別紙）等の調査を計画的に実施する。（年間2～3回程度）
 - ・Q-Uアンケート等の検査も必要に応じて実施する。
 - ・学年初めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効である。
- 教育相談を通じた把握
 - ・子どもが希望をする時には面談ができる体制・窓口を整えておく。
 - ・必要に応じて、面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと、学校の相談窓口、関係機関（市や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を保護者や地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者・地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者等からの訴えに耳を傾ける。

（参考：群馬県教育委員会作成資料）

5 いじめの発見から解決まで

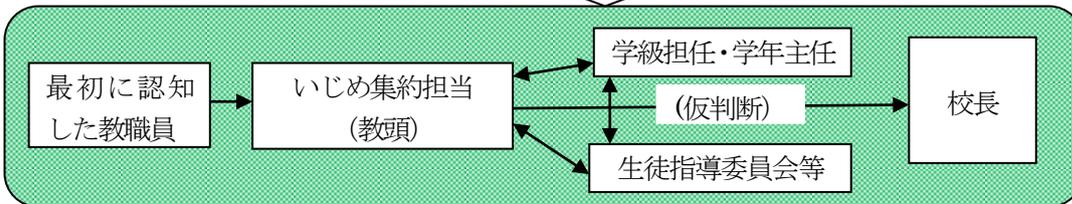
1 いじめ情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・子どもや保護者からの訴え
- ・「みなさんの学校生活しらべ」から発見
- ・同僚からの情報提供

独断で判断して、
解決を焦らない

- ▼担任が陥り易い傾向
- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする。
 - ・指導力が否定されたと感じる。
 - ・解決を焦る。(迅速と焦りは違う)

必ず報告



2 対応チームの編成 (いじめ防止対策委員会)

校長(教頭)、生徒指導主任等、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー等
(* PTA三役、学校評議員、市相談室、市教育委員会等、事案に応じて柔軟に編成する。)

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・いじめの状況、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と指導・支援

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

▼いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。

▼注意、叱責、説教だけで終わること。

▼双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▼ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▼当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▼「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応

▼保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▼「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▼電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・「いじめ」という言葉に心を閉ざす保護者もいるので、具体的な事実(どんな悪口を何回言ったのか、どの程度に何回叩いた等)の確認を大切にする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応

▼保護者を非難する。

▼これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

※深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が必要である。

日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする

(参考：群馬県教育委員会作成資料)

7 インターネット・ケイタイに関連するいじめへの対応

(1) 実際に起こっている問題のある事例について

○インターネット（携帯インターネット）が原因となり発生したいじめの事例

- ・学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。
- ・プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。

○インターネット（携帯インターネット）によるいじめの事例

- ・いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
- ・いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。
- ・いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。
- ・多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

(2) 対応策として考えられること

○危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること

- ・親や先生が知っている、見ていることを知らせるだけでも抑止力がある。ただし、子どもの変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。

- ・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要がある。

* リスク管理とは、児童がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、子ども自身のリスクを減少させていくこと。

○保護者への啓発活動

- ・保護者に携帯電話の危険性やその使い方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。

○インターネット上の問題点等の研修

○警察等関係機関への相談

- ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。

(3) 書き込み削除の対応

1 証拠を保存する（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）。

2 掲示板管理者へ削除を依頼する。

- ・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合がありますので、丁寧な対応を心がける。

3 掲示板を運営する会社に連絡する。

- ・書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
- ・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。

4 相談機関に相談する。

- ・悪質な書き込みの場合は、警察署や県警生活環境課に相談する。

(参考：群馬県教育委員会作成資料)